

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

2023.2. Vol.156

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『実家を可能な限り次世代に承継することを目的とする、受益者連続型の家族信託手続きサポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

年が明けてから、ここ西荻窪の街を見ていると、残念ながら閉店してしまっただけのお店がある一方で、それに入れ替わるように、新しいお店が続々とオープンしている様子が目に入ります。

新陳代謝、と言うと、なくなってしまったお店には酷かもしれませんが、チャンスをつかもうとする新しい活力も一方では必要。

新型コロナウイルスの「5類」への引き下げが5月8日と決定したようですが、実体経済の方が、一足先に動き出しているように感じています。

<サポート事例>

『実家を可能な限り次世代に承継することを目的とする、受益者連続型の家族信託手続きサポート』

★この事例のポイント

- 実家を賃貸に出し、その後は可能な限り次世代に実家を承継させていきたい
- 受益者連続型の家族信託スキームを提案
- 信託契約公正証書の作成と信託登記までをサポート

当事務所がある西荻窪の商店街にご実家をお持ちのY.I様とその妹様。「家族信託を考えていました」と昨年末にご相談に見えました。

詳しくお話を聞くと、ご実家は店舗兼住宅で、現在はご両親が施設に入っているため空き家に

なっているとのこと。そのご実家を、「今後は賃貸に出して両親（父90歳代、母80歳代）の介護費や生活費に充てて、両親の孫の世代までこの実家を遺したい」とのご希望をお持ちでした。

当事務所では、家族信託のメリット・デメリットをご説明したうえで、ご希望を叶える方法として、受益者連続型の家族信託を提案。ご実家の所有者であるお父様とも施設にて面談を実施し、ご了解をいただきました。

今後、賃料収入を管理することになる銀行口座については、メリット・デメリットを勘案して、Y.I様名義の信託専用口座を開設することとし、信託契約書の原案を作成。続いて公証役場とパートナー司法書士と連携し、施設での信託契約公正証書の作成と

つづき↓

信託登記手続きまでをサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「じっくりと我々の話を聞いてもらえて、「この事務所なら時間を気にしないで進められそう」と思いました」(埼玉県戸田市(物件:東京都杉並区西荻南) Y.I様 62歳)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

今ある西荻の家を、これからどのように運用していったらいいのか、というのが(家族信託を考えることになった)出発点でした。

数年前に親父が施設に入って、そろそろ母も危ないだろう、と思って、最初は西荻の家を売って、母用のマンションを買おうと考えていました。不動産屋に内見してもらったら、3000万から4000万で売れるだろう、という話でしたので。

ところがしばらくして母が倒れてしまい、施設に入るようになってしまって。そうすると、西荻の家を売る必要がなくなったんですね。借り手を見つけて、賃料収入を両親の介護費や生活費に充てる、という選択肢が生まれました。

「貸すとしたらどこか良い地元(西荻)の不動産屋はないか？」と探して、見つけた不動産屋の担当者から、今の親父の状態だと、「家族信託がいいのでは？」と提案をもらいました。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

その担当者から、六本木に事務所がある家族信託の専門家を紹介してもらいましたが、相談するのに六本木まで行かないとダメだったんですね。それで、ネットで西荻近辺の行政書士事務所を探して、口コミが良かった銚立さんの事務所に相談することにしました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

妹と一緒に相談に伺ったところ、じっくりと我々の話を聞いてもらえて、「この事務所なら時間を気にしないで進められそう」と思ったからです。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

不動産屋から家族信託の話聞いて、「最終的に手続きが終わるのは早くて3月ぐらいかな」と自分の中でスケジュールを考えていましたが、1か月前倒しで手続きが済んで助かりました。途中まったく問題なく、良好に手続きを進めることができました。

——どんな人に家族信託がおすすめだと思いますか？

家族信託は、個人の利益を考えるような人ではなく、家族の利益をベースに考えられる人のための手続きだと思います。

<編集後記>

先日、久しぶりに取引先社長と会い、ミーティングと新年会をしてきました。コロナのお陰で昨年は毎月オンラインでのミーティングだったので、本当に久しぶりのリアルでのミーティング&会食でした。やはりリアルで会うと、お互いが受け取る情報の量、質が高まります。そのうえ気分も上がり、有意義な時間を過ごすことができました。あらためて、リアルの価値を感じた次第です。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!